

平成26年本宮市教育委員会11月定例会会議録

- 1 日 時 平成26年11月19日(水) 午後1時30分～午後2時50分
- 2 場 所 本宮市役所 第1・2会議室
- 3 出席委員 委 員 長 (1番) 仲 川 清
委員長職務代理者 (2番) 谷 明子
委 員 (3番) 渡 辺 俊之
委 員 (4番) 古 宮 博文
教 育 長 (5番) 原 瀬 久美子
- 4 出席職員 教育部長 国分 忠一
次長兼教育総務課長 後藤 章
次長兼生涯学習センター長 溝井 正弘
次長兼第一保育所長 猪股 照子
幼保学校課長 渡辺 裕美
参事兼管理主事兼指導主事 鈴木 康雄
幼保教育係長 小木 浩
(書記) 教育総務課課長補佐 渡辺 和義
- 5 傍聴人 なし
- 6 案 件
- 議案第31号 平成26年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算(第8号)について
- 議案第32号 本宮市特定教育・保育施設利用等費用徴収条例の制定について
- 議案第33号 本宮市放課後児童保育条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第34号 本宮市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第35号 本宮市保育所条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第36号 本宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 協議第1号 平成27年度教育委員会予算要望について
- 報告第1号 平成26年度本宮市教育委員会の事務に関する点検・評価報告書について
- 報告第2号 本宮市小・中学校教員研修会(外国語活動)の実施について
- 7 審議経過

【午後1時30分開会】

◇委員長 ただいまから、教育委員会11月定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

◇委員長 今回の会議録署名委員は、2番委員と5番委員にお願いいたします。

◎教育長諸報告

◇委員長 それでは、初めに教育長から諸報告をお願いいたします。

どうぞ。

◇教育長 それでは、諸報告1つ目です。本宮市小・中学校教員研修会（外国語活動）の実施についてです。

今年度の小・中学校教員研修につきましては夏休みに5つの講座を行いました。そして過日11月12日には文部科学省の調査官の直山木綿子先生をお呼びしまして、小学校における外国語活動について研修会を実施いたしました。当日は講師による授業実践と「外国語活動の成果と課題、そして小学校におけるこれからの外国語教育」と題して、これからの外国語教育の方向性についてお話を聞くことができました。参加した市内小・中学校の60人の先生方は調査官の授業を参観することができるのと同時に、これからの外国語教育について、具体的なスケジュール等について話を聞くことができ、今後の指導に生かすことができる多くのものを得ることができ、研修会のねらいを達成することができました。

詳しくは後ほど担当より説明いたします。

あとは諸会議等につきましてはプリントのとおりです。

以上です。

◇委員長 それでは、質問がありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、質疑がありませんので、打ち切ります。

◎議案第31号 平成26年度教育委員会所管の本宮市一般会計補正予算（第8号）について

◇委員長 議案第31号から入りたいと思います。

どうぞ。

◇書記 〔議案第31号を朗読〕

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 それでは、補正予算（第8号）の内容につきまして、教育総務課より順次説明をしたいと思います。

別冊の議案第31号資料をごらんいただきたいと思います。

36、37ページをお開きください。

3款民生費、2項児童福祉費、4目児童福祉施設費の説明欄1、児童福祉施設管理運営費のうち15節工事請負費の第二児童館誘導灯更新工事につきましては、老朽化した館内誘導灯2基の更新工事を計上させていただきました。

続きまして、62、63ページをお開き願います。

10款教育費、2項小学校費、3目学校建設費の説明欄2、小学校空調設備整備費は小学校への

エアコン設置工事費の減額の補正でございます。当初、市の持ち出しなしで全ての小・中学校にエアコンを設置できる補助要綱となっておりますが、その後、県の補助金要綱が改正されまして、小・中学校全体で当初の整備計画どおり事業を実施した場合約1億4,000万円の市の持ち出しが発生することとなったため、事業計画の見直しを行いました。具体的にはエアコン出力を当初の6馬力から普通教室正規負荷の5馬力に変更するとともに、足場工事の工法変更により、県補助基本額内のエアコン設置工事を発注することができたものでございます。このため事業実績見込み額に基づき工事請負費の不用額1億100万円を減額するものでございます。

続きまして、同じページの3項中学校費、1目学校管理費の備考欄4、学校施設維持管理費は、本宮一中体育館の駐車場が外灯がなく暗い状況となっていることから、夜間における生徒及び体育館利用者の安全を確保するため、外灯1基の設置工事費を計上いたしました。

次のページをごらん願います。

説明欄2、中学校空調設備整備は、小学校費と同様の理由によりまして、エアコン設置工事費の不用額4,400万円を減額するものでございます。

同じく説明欄3、本宮第二中学校施設整備費は、平成28年度に特別支援教室の不足が見込まれることから、平成27年度に校舎の増築工事を行うための実施設計業務委託料を計上いたしました。

続きまして、歳入についてご説明をいたします。

10ページ、11ページをお開き願います。

15款県支出金、2項県補助金、8目放射能対策費県補助金の説明欄9、公立学校等校舎内緊急環境改善事業補助金は、歳出でご説明をいたしました小・中学校エアコン設置工事に対する県補助金でございます。補助率は2分の1から3分の1に変更されましたが、1平米当たりの補助単価の引き上げ、さらには受変電設備加算が追加されたことにより3,049万円の増額を見込むものでございます。

続きまして、本日追加で配付させていただきましたこちらの1枚の資料をごらんいただきたいと思います。

20款諸収入、5項雑入、5目雑入の説明欄41、建物損害共済金は、本年2月の大雪により第一保育所のテラス及び第三保育所の雨どいが損傷し、復旧工事を行いました。市の損害に対する共済金が交付されましたので補正するものでございます。

以上、教育総務課所管の内容説明とさせていただきます。

◇委員長 どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、補正予算（第8号）のうち、幼保学校課が所管いたします内容について説明をさせていただきます。

幼保学校課につきましては、歳出のみの補正となっております。

まず、34、35ページをお開き願いたいと思います。

3款民生費の説明欄3、保育所維持管理費の消耗品17万円の補正増でございますが、こちらにつきましては、旧第四保育所を含む市内5カ所の保育所でございますけれども、平成23年度に設置いたしました自動体外式除細動器(AED)のバッテリー交換のための補正となっております。

続きまして、36、37ページの説明欄5の民間保育所・保育園育成費の負担金・補助及び交付金、私立保育園保育料補助金320万円の補正増でございますが、本年度より実施しております第二子の無料化等に伴います民間保育園の助成金について、当初見込みより対象者、さらには高額助成者が多かったことにより補正となっております。

その下の23償還金利息及び割引料の補正増16万4,000円の補正でございますが、平成25年度の民間認可保育所運営費の負担金、こちらは幼児の家の負担金となりますが、精算の結果、国庫補助金と県の補助金を返納するための補正となっております。

続きまして、62ページと63ページをごらんいただきたいと思います。

10款教育費の説明欄2の学校管理運営費でございますが、光熱水費343万円の補正増となっております。これは中学校3校の電気料、それから、本宮第一中学校と白沢中学校の水道料の予算に不足が見込まれるためのものでございます。

続きまして、64、65ページをごらんいただきたいと思います。

一番下の段になりますが、説明欄5の幼稚園施設維持管理費でございますが、先ほど民生費でもお話しさせていただきましたが、市内の幼稚園に平成23年度に設置いたしましたAEDのバッテリー交換のための補正となっております。

以上で、幼保学校課が所管いたします内容の説明を終わらせていただきます。

◇委員長 はい、どうぞ。

◇生涯学習センター長 続きまして、10款教育費のうち、生涯学習センターが所管いたします事項についてご説明申し上げます。

資料の66、67ページをお開きいただきたいと思います。

5項社会教育費、3目文化芸術費、細目2番のカルチャーセンター維持管理費の光熱水費についてですが、水道使用料に不足が見込まれますので2万7,000円の補正増をさせていただくものであります。

次に、細目3番の文化スポーツ振興基金積立費の25節積立金の23万円の補正増につきましては、ふるさと納税寄附金を文化スポーツ振興基金に積み立てるものであります。

次に、同じページですが、4目ふれあい文化ホール費の細目2番のふれあい文化ホール維持管理費の燃料費につきましては、値上がりによりまして灯油、ガソリン代の2万4,000円補正増をさせていただくものであります。

続きまして、次のページ、68、69ページになりますが、同じくふれあい文化ホールの光熱水費につきましては、やはり値上がりによりまして電気料に不足が生じますので14万9,000円の補正増をさせていただくものであります。

次に、同じページになりますが、5目公民館費、細目1番の中央公民館維持管理費の消耗品費であります。これにつきましてはサンライズもとみやの設備資金ということで、南達舞踊協議会様のほうから3万円の寄附がありましたので、サンライズもとみやで使いますワイヤレスマイク購入のために補正増をさせていただくものであります。また、燃料費につきましては灯油代に不足が生じることが見込まれますので31万3,000円の補正増、また、光熱水費につきましては電気料としまして12万7,000円の補正増をさせていただくものであります。

次に、細目2番の白沢公民館維持管理費の燃料費ですが、これも白沢公民館で使っていますA重油、ガソリン代の不足が見込まれますので14万7,000円補正増させていただくものであります。

また、12の役務費の通信運搬費並びに18の備品購入費の管理用備品の補正増につきましては白沢公民館正面入り口に設置をされておりました公衆電話が今月初めに撤去されました。それに伴いまして、公民館を利用されている方の利便性確保ということで代替の公衆電話を設置します。これは電話機を購入する形の公衆電話になりますので、使用料としまして通信運搬費、あと電話機購

入費ということでそれぞれ補正増をさせていただくものであります。

次に、6目図書館費の細目1番、しらさわ夢図書館費の4節共済費及び7節の賃金につきましては、臨時職員の方の年齢要件によります賃金の差額分につきまして補正増させていただくものであります。社会保険料もそれに伴いまして補正増させていただくものであります。

また、11節需用費につきましては、図書館を利用されている方の新しく利用する方に発行します利用者カード、これを作成するために29万6,000円の補正増をさせていただくものであります。

次に、70、71ページをごらんいただきたいと思います。

同じく6目図書館費の細目2番、しらさわ夢図書館維持管理費であります。通信運搬費につきましては、よその図書館からの相互貸借等によりまして借りた図書資料等の送料に不足が見込まれますので、今回12万円の補正増をさせていただくものであります。また、夢図書館のホール内の空調機器、それに伴います室外機が外に4台あるのですが、そのうちの1台が現在故障しているということで、その故障を直すために15節工事請負費につきまして134万円の補正増をさせていただくものであります。

同じページになりますが、6項保健体育費、2目体育施設費、細目1番の体育館管理運営費の光熱水費につきましては、やはり電気料の不足が生じる見込みがありますので、3万6,000円の補正増をさせていただくものであります。

次に、次のページ、72、73ページをごらんいただきたいと思います。

同じ2目体育施設費の細目2番、市民プール管理運営費の燃料費につきましては、値上がりによります灯油代171万9,000円、また、光熱水費につきましては、電気料としまして258万円の補正増をさせていただくものであります。

次に、細目3番の白沢体育館維持管理費の光熱水費につきましては、電気料としまして43万8,000円の補正増をさせていただくものであります。

次に、細目4番のしらさわグリーンパーク維持管理費の光熱水費につきましては、やはり値上がりによります電気料の18万5,000円、また13節の委託料につきましては1月から3月の冬場におきましても芝管理が大変重要であるということで、当初に予算を計上してなかった関係上、今回冬場に芝管理に要する経費としまして64万1,000円の補正増をさせていただくものであります。

また、15節の工事請負費につきましては、12月にスマイルキッズパークの屋外遊び場が完成しましてオープンのご予定であります。利用する子供たちの安全を図るためにグリーンパークの周辺に側溝があるわけですが、ふたがされてない状態です。それで転落防止ということでふたの設置工事並びにグリーンパーク入り口の車止めが今壊れている状態ですので、新たに新しいものに変えるということで、合わせまして353万2,000円の補正増をさせていただくものであります。

次に、細目5番、白沢庭球場維持管理費であります。光熱水費につきましては、やはり電気料につきまして110万円の補正増をさせていただくものであります。

次に、歳入につきましてご説明申し上げます。

資料の10、11ページになります。

17款寄附金、1項寄附金、6目教育費寄附金の細目2番の社会教育費寄附金につきましては、先ほど歳出の際にもご説明申し上げましたが、サンライズもとみやの設備資金ということで、南達

舞踊協会様から寄附がありましたので補正増をさせていただくものであります。

次に、同じく17款寄附金、1項寄附金の7目ふるさと納税寄附金、細目1番のふるさと納税寄附金につきましては、先ほど歳出でもお話ししましたが、ふるさと納税寄附金として23万円の寄附がありましたので補正増をさせていただくものであります。

以上、生涯学習センターの所管いたします事項について説明を終わらせていただきます。

◇委員長 それでは、質疑をいただきたいと思います。

いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、質疑がないようですので、承認をいたします。

◎議案第32号 本宮市特定教育・保育施設利用等費用徴収条例の制定について

◇委員長 次に、議案第32号についてお願いいたします。

◇書記 〔議案第32号を朗読〕

◇委員長 どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、議案第32号 本宮市特定教育・保育施設利用等費用徴収条例の制定について、説明をさせていただきたいと思います。

資料の3ページをごらんいただきたいと思います。

この議案につきましては、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立いたしまして子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴い、利用者の負担割の基準を定めるものでございます。

新制度における特定教育施設（現在の幼稚園）及び保育施設（現在の保育所）それから、今回新たに市が認可することとなった特定地域型保育（現在の家庭的保育と小規模保育）、それから、居宅訪問型保育、事業所内保育事業を利用するに当たり、現在実施主体であります市町村が国が定める基準を限度として3つの区分に応じて利用者負担額の上限、もしくは負担の範囲を定めるものでございます。

この中の3つの区分ということになってございますが、1つは1号認定ということで、満3歳以上での幼稚園での教育を希望する場合、2号認定以外の子供となっております。2つは2号認定ということで、満3歳以上で家庭において必要な保育を受けることが困難な場合、それから、3つは3号認定ということで、満3歳未満で家庭において必要な保育を受けることが困難な場合とされており、これらの利用区分に応じて利用者負担額の上限、もしくは負担の範囲を定めるものでございます。

なお、この条例につきましては子ども・子育て支援法の施行の日から施行する予定となっております。

以上、提案申し上げます。

◇委員長 では、第32号議案についてよろしく申し上げます。

打ち切って採決してよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、異議ありませんので、第32号議案は承認することに決めます。

◎議案第33号 本宮市放課後児童保育条例の一部を改正する条例の制定について

◇委員長 次に、議案第33号をお願いいたします。

どうぞ。

◇書記 [議案第33号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、説明をいたします前に訂正がございますので、申しわけございません。7ページをお開きいただきたいと思います。

上のところに、改正後のところがございますが、第7条 削除とございますが、こちらは空欄ということでお願いいたします。全て削除のところは空欄ということになりますので、よろしく願いしたいと思います。

では、議案第33号 本宮市放課後児童保育条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきますと思います。

5ページから8ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、先ほども説明しましたが、平成24年8月に、子ども・子育て関連三法が成立し、子ども・子育て支援制度が創設され児童福祉法が改正されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容といたしましては、まず、放課後児童保育利用の対象者でございますが、児童福祉法において保護者が労働等により昼間家庭にいないものと規定されているため、国の基準に準じて改正するものでございます。

また、臨時的に預かる放課後児童保育につきましては、これも国の基準に準じまして限度を定めるものでございます。

さらに、放課後児童健全育成事業の対象者につきまして、こちらにつきましては今回追加議案で提出させていただきました議案第36号で説明させていただきますが、対象年齢がおおむね10歳から小学校の就学期間に拡大されたこと、それから、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において支援の単位がおおむね40名と改められましたことにより、別表1における放課後児童保育を実施する施設の名称等を改正するものでございます。

現在のもとみや児童クラブとまゆみ児童クラブ、それから、五百川児童クラブ、岩根児童クラブにつきましては既に40名を超しておりますので、その単位を1つ加える、足すということになってございます。

なお、この条例につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するというものでございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

◇委員長 それでは、議案第33号についてご審議をお願いします。

どうぞ。

◇3番委員 ちょっとわからなかったんですけども、40人にするというところで第1、第2に分けて、これは人数を分ける、クラスを2つにするというような形でよろしいんですか。

◇幼保学校課長 実際は同じ施設にありますので、クラスを2つに分けると考えていただいてよろしいかと思います。ただ、法的には言い方が支援の単位という言い方をしているものですから。

◇委員長 いいですか。

ほかにありますか。

◇教育部長 詳しいことは規則で定めさせていただくようになりますが、いきなり40人で施設が間に合うか、先生が間に合うかという問題がありますので、5年の計画期間をいただいていますから、

その中で計画を持って進めていくということで、規則のほうに落として、内容につきましては定めていきたいというふうに考えております。

◇委員長 それでは、33号はよろしいですか。

どうぞ。

◇4番委員 第7条で運営の委託なんですけど、これ、削除になるということは、社会福祉協議会は改正になると委託されないということなのか、その辺お願いします。

◇委員長 どうぞ。

◇幼保学校課長 こちらは条例を見直しました結果、本条例では設置基準等を定めるものであって、委託先を明記するものではないということから削除をさせていただきました。

◇4番委員 わかりました。ありがとうございました。

◇委員長 その他ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、議案第33号につきましては承認することに決したいと思えます。

◇

◎議案第34号 本宮市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について

◇委員長 次に、議案第34号をお願いします。

◇書記 〔議案第34号を朗読〕

◇委員長 どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、こちらも訂正がございますので、お願いしたいと思います。

まずは10ページでございます。

改正後のところですが、第3条、削除とございますが、こちらは空欄でお願いいたします。

それから、同じく12ページになりますが、改正後のところの下段になります。(3)が削除とございますが、こちらは空欄ということで、あと第6条も削除とありますが、こちらも空欄でお願いいたします。

あと13ページも同じように、改正後のところにありますが、7条と8条、それぞれ削除とございますが、こちらも空欄、一番下の段になりますが、別表第2の削除につきましても空欄ということで訂正をお願いいたします。

それでは、議案第34号 本宮市立幼稚園条例の一部を改正する条例の制定について説明をさせていただきます。

資料は10ページから14ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、先ほどと同じように平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

利用者負担額につきましては、新制度において、特定教育施設(幼稚園)でございますが、及び保育施設、それから、特定地域型保育を利用するに当たり、国が定める基準を限度として条例で利用者負担額の上限、もしくは負担の範囲を定めるとされておりますが、本市の利用者負担額につきましては、今回議案第32号で制定いたします特定教育・保育施設の利用者等費用徴収条例で新たに定めることとなりましたので、本条例から削除するものとなっております。

また、一時預かり保育の対象児童につきましては、子ども・子育て支援法施行規則の基準により明確化し、幼稚園の利用定員につきましては国基準における教育配置基準、現在園児35名から園児30名に対し1名となったことにより、定員を改めるものでございます。

なお、この条例につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものとなっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

◇委員長 それでは、質疑をいただきます。

どうぞ。

◇4番委員 この条例が3条とかが空欄になるということは、10ページなんですけど、改正後の第3条というのは4条そのままがいいんじゃないのかというふうに考えたんですけど、いかがでしょうか。その以降もそのままがいいような気がするんですけど。第3条が2つになりますよね。空欄の第3条と、一時預かり保育の対象者という部分の3条と、なので、4条そのままがいいような気がするんですけどね。

あと次のページも第4条になっていますが、空欄にするのであれば、第5条のままでいいのかなと。その下、第6条はそのままになっていますね。

◇委員長 どうぞ。

◇幼保学校課長 空欄というか、削除になりますので、3条がなくなりますので、下の一時預かり保育対象者が上がって3条になるということになります。

◇4番委員 あ、これがなくなるわけですね。

◇幼保学校課長 全くなくなっています。

◇4番委員 わかりました。

◇委員長 あとごさいませんか。

それでは、34号については承認してよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、34号については決定させていただきます。

◎議案第35号 本宮市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

◇委員長 次に、議案第35号について。

どうぞ。

◇書記 〔議案第35号を朗読〕

◇委員長 どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、説明する前に、また訂正をお願いしたいと思います。

16ページの改正後のところになりますが、(2)削除とございますが、こちらは空欄でお願いいたします。

それから、18ページになりますが、施行期日とございますが、こちらも空欄というか、なしということでお願いをいたしたいと思います。一番上の施行期日の欄ですが、こちらはなしということでお願いをしたいと思います。

それでは、議案第35号 本宮市保育所条例の一部を改正する条例の制定について説明させていただきます。

資料の16ページから18ページをごらんいただきたいと思います。

この議案につきましては、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴い、子ども・子育て支援法施行規則及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を踏まえて条例の一部を改正するものでございます。

主な改正の内容といたしましては、子ども・子育て支援法施行規則に定める事由に従い、保育の実施基準、対象者を明確化するものでございます。

また、入所定員につきましては、国の基準により定める本宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づきまして、保育施設、保育所の小学校就学前子供の区分、ゼロ歳児、それから、1・2歳児、3歳児以上の区分ごとの利用定員を定めるものとなっております。

なお、この条例につきましては、子ども・子育て支援法の施行の日から施行いたします。

以上、説明を終わらせていただきます。

◇委員長 それでは、35号に対する質疑をお願いいたします。

質疑がなければ、採決して異議ありませんか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、35号については異議がありませんので、承認することに決めます。

◎議案第36号 本宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

◇委員長 次に、議案第36号についてお願いします。

どうぞ。

◇書記 〔議案第36号を朗読〕

◇委員長 どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、説明いたします前に、訂正をお願いしたいと思います。

お配りした資料の6ページをお開きいただきたいと思います。

一番下になりますが、第3条のところの2行目でございます。真ん中くらいにあります、「実施していた者から引き継いで」の「引き継」と「で」の間に「い」を入れていただきたいと思います。

「引き継いで当該放課後児童健全育成事業を行うこと」の「こと」の次にもう一つ「と」を入れていただきたいと思います。お読みしますと「実施していた者から引き継いで当該放課後児童健全育成事業を行うこととなった場合を含む」という形で訂正をお願いしたいと思います。

それでは、議案第36号 本宮市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について説明をさせていただきます。

本日お配りしました資料をごらんいただきたいと思います。

こちらも平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、子ども・子育て支援制度が創設されたに伴い児童福祉法が改正され、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を国の政令で定められた基準に従い条例で定めるものでございます。この条例により良質かつ適切な内容の放課後児童健全育成事業の提供を行うことで、適切な環境が等しく確保されるものであります。

主な内容といたしましては、5条の放課後児童健全育成事業の一般原則といたしまして、支援は小学校に就学している児童とされております。児童福祉法におきましては、先ほども説明しましたが、おおむね10歳とされておりますものが、今回、小学校就学児に範囲が拡大されて、6年生までと拡大されてございます。

また、10条の職員につきましては、支援員の人数を基準で定めており、支援の単位ごとに2名以上とすることとされております。

さらに、1つの支援の単位で構成する児童の数につきましては、先ほどもご説明しましたが、お

おむね40名となっております。

なお、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日から施行するものとなっております。

また、職員に関する経過措置が設けられておりまして、第10条の3項の規定の適用について、都道府県知事が行う研修を修了した者、これについては平成32年3月31日までに修了することと予定している者を含むとしてございます。

もう一つですが、支援単位に関する経過措置につきましては、現在、放課後児童健全育成事業を行っている場合は、第10条の4の規定に定めるおおむね40人の支援の単位を当分の間適用しないことができることと制定させていただきました。

以上、説明を終わらせていただきます。

◇委員長 第36号についてご意見をいただきます。

どうぞ。

◇3番委員 ちょっと質問なんですけれども、今までこういった基準は放課後児童クラブでなかったのかということ、ないからつくったわけですね。あとこういった基準ができたことによって、現場では例えば何か報告書を出さなくてはいけないとか、何か変わることはあるかどうか、ちょっとお聞きしたいのですけれども、よろしくをお願いします。

◇委員長 どうぞ。

◇幼保学校課長 条例で定めているものはございませんでした。

本宮市につきましては、本宮市放課後児童保育に関する規則ということで、全部ではないんですけれども、定めております。例えば定員についてなんですけれども、こちらの条例ではおおむね40名とされておりますが、こちらの規則についてはおおむね50名ということになってございます。

また、現在の規則では小学校1年生から3年生、こちらについては児童福祉法に基づいて定められておりますけれども、こちらについても今回の法制定で就学児までということになってございます。条例で定めているものではなく、規則として定めてございました。

◇委員長 いいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

◇委員長 それでは、第36号については質問がありませんので、承認を決していきたいと思えます。

◎協議第1号 平成27年度教育委員会予算要望について

◇委員長 次に、協議事項に入ります。

教育委員会予算要望について。

◇課長補佐 それでは、委員会資料の19ページ、それから、20ページをお開きいただきたいと思えます。

19ページにつきましては予算要望書という形で提出をさせていただきたいというふうに考えております。

続きまして、20ページですけれども、こちらにつきましては、前回の委員協議会の中でご説明させていただきました。その内容になってございます。

この後、市長に直接会って要望書を手渡すということになると思うんですけれども、その日程等も後で協議いただきたいというふうに思えます。

この前の内容とほとんど変わっていませんので、確認をお願いしたいと思います。

あともし説明のときに委員さん方の役割とかがあれば、それもお協議とか、ここでできないとき

は後でもいいですけども、いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

◇委員長 それでは、協議第1号、ただいま提案がございました。

ご意見をいただきます。

どうぞ。

◇2番委員 確認なんですけど、第一保育所、第二保育所、第三保育所の給食室にはエアコンというのは要望には出していただいてあったけれども、実際エアコンがつくかどうかというのはまだ確定ではない段階ですか。

◇教育総務課長 新年度の予算編成に向けまして予算の要求はしております。今後査定を受ける中で予算のほうはつく予定になります。要望としては出してあります。

◇2番委員 私としましては、いろいろ大事なことはたくさんありますけれども、やはり保育所というのは夏休みもなく給食をつくっていただいているわけだし、ほかの環境が全部エアコンが入っているのに、子供たちの見えるところで、その人たちだけはエアコンのない状況で、暑い中でそれをしていくということを毎日見えるわけではないですか。労働環境の面から言っても、衛生面から言っても、子供たちが見る、感じる、いろいろなことから言っても、私はそのエアコンというのは結構要望事項というか、中に入れていただいてもいいことではないのかなと思うのですが、どうでしょうか。

◇委員長 項目的に上げるか上げないかということだと思っただけけれども、これは進行形が5割を超していれば上げる必要はないんだけど、まだゼロに近い状態であれば上げておいたほうがいいかなという気はするんですけども。

1項目ふやすということよろしいですか、エアコン。

〔賛成〕と言う人あり〕

◇委員長 特に衛生的な面からも必要だろうという。では、そこへ1項、事務局のほうでお願いします。

いいですね、教育長。

◇教育長 教育総務課所管の(2)としてということですか。

◇委員長 どこに入っても構わないけれども、要するにその1項目は起こすということで、後は事務局のほうにお任せすると。

そのほかありますか。

どうぞ。

◇4番委員 去年、市長さんとお会いして予算要望したときに、市長さんが言われたことで、要望する分と、あとこの部分はもういいんじゃないかというのも出してもらいたいんだみたいな話がありましたよね。その辺もある程度私たちは頭の中で、この辺はもう大丈夫ですよというのも話し合っておいたほうがいいんじゃないかなという気がします。

◇教育長 スクラップ・アンド・ビルド。

◇委員長 スクラップ・アンド・ビルド、そういうことだね。

◇4番委員 要望するばかりでは片手落ちになる。

◇教育長 スクラップしていいものがあるかどうかですか。1つだけは、スキー教室でしたか、あれはもう……

◇委員長 予算がなくなった。

- ◇教育長 なので、今年度でやめるということにしています。
- ◇委員長 あれは予算的にはどのくらいかかったんですか。
- ◇教育長 どのくらいかかったんですか。
- ◇委員長 1, 000万円くらい。
- ◇幼保学校課長 くらいだったと思います。はっきりはわからないのですが。
- ◇委員長 状況的にはそういうことが一つあるということ。
あとありますか。
いいですか、そういうことで、とりあえず当面の認識として。
- ◇4番委員 もし以後あれば。
- ◇委員長 それでは、協議第1号についてはそのように進めてまいりたいと思います。
なお、この市長会見に当たっての担当箇所については、次回の教育委員会で、それぞれに得意分野など心がけておいて、申し出どおりにしたいと思います。

◇

◎報告第1号 平成26年度本宮市教育委員会の事務に関する点検・評価の報告書について

- ◇委員長 それでは、報告に入ります。
報告第1号 教育委員会の事務に関する点検・評価報告書についてということでお願いします。
どうぞ。
- ◇教育総務課長 平成26年度教育委員会所管の事務に関する点検・評価が終了し、報告書を作成いたしましたので、ご報告いたします。
お配りしております点検・評価報告書の1ページをごらんいただきたいと思います。
教育事務に関する点検・評価につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、毎年行うこととされております。
今年度の点検・評価は、平成25年度に策定いたしました本宮市教育振興基本計画の施策体系に基づき、事務事業を整理した上で、平成25年度教育委員会重点施策に位置づけた事業を点検・評価の対象といたしました。
点検・評価の実施方法につきましては、対象事業ごとに事業成果と課題、改善点を提示しまして、A、B、C、Dの4段階で点検・評価を行っております。
2ページをごらんいただきたいと思います。
学識経験者の知見の活用につきましては、外部評価機関となります本宮市教育事務評価委員会を設置し、3回の委員会を開催する中で、教育委員会の自己評価及びその評価方法に対する評価や今後の教育行政に向けた点検をいただきました。評価委員会の構成は、福島大学の荻路特任教授を委員長とする資料に記載の5名の方々でございます。
3ページ、4ページは点検・評価対象事業の一覧です。
平成25年度の教育委員会に属します事務事業は全部で112事業ありますが、教育振興基本計画の施策ごとに前年比18事業増の41事業を抽出し、内部点検・評価等提出の上、点検・評価を受けたところがございます。
5ページから12ページにかけては、教育事務評価委員会からの意見を記載しております。
施策別では、個別に高い評価をいただいた事業もありますが、さらなる努力を求められた事業もございました。
総括といたしましては、特に就学前幼児教育に対する取り組みや学校等施設耐震化事業、読書活

動推進事業について高評価をいただきました。

生涯学習分野においては、各種講座の参加人数が少ない状況を踏まえ、市民のニーズに合わせた魅力あるプログラムの検討が求められたところでございます。

13ページ以降は、点検・評価対象事業の自己評価表となっておりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

なお、本報告書につきましては、市議会に報告するとともに、市のホームページ等で公表してまいります。

以上、報告とさせていただきます。

◇委員長 質疑をいただきます。

A、Bは発見したんですけれども、C、Dというのはありましたか。

◇教育総務課長 C、Dはございませんでした。今年度につきましては、41事業のうちB評価が6事業、それ以外は全てA評価でありました。

◇委員長 結果的に、昨年の評価委員会の評価よりもまた一段と高水準の評価という理解の仕方いいですか。

◇教育総務課長 評価の内容自体はかなりよくなっていると思っておりますし、また委員の皆様からのご意見をもとに事務改善もしてまいりますので、毎年徐々に上がってきていると思っております。

◇委員長 いいですか。非常にいい結果をまたことしもつけていただいたということで、評価したいと思います。

それでは、第1号に対する質疑を打ち切ります。

◇

◎報告第2号 本宮市小・中学校教員研修会（外国語活動）の実施について

◇委員長 報告第2号にいきます。

どうぞ。

◇参事 本宮市小・中学校教員研修会（外国語活動）の実施についてご報告いたします。

先ほど教育長のほうから報告がありましたように、11月12日に本宮まゆみ小学校の6年1組の児童を使って授業と、それから、全体研修で講義をいただきました。

講師に文部科学省調査官の直山先生をお呼びして実施したところです。

授業では、子供たち一人一人に名前を配りながら、How are you?と挨拶をして、その受け取った感触で児童把握を瞬時にされて、その後一人一人に応じたかかわりをしながら、テンポよく授業が展開されて楽しい外国語活動がなされました。

後半は、講義で、今英語教育がなぜ求められているのかとか、それから、これまでの小学校の外国語活動の成果と課題、それから、今後2020年の学習指導要領全面実施に向けた具体的なスケジュールを示していただき講義をいただきました。小学校における外国語活動のあり方について、受講した先生方は危機感を持ったようであります。

ちょっと内容を説明させていただきたいと思っております。資料の24ページをごらんいただきたいと思っております。

真ん中の欄が新たな英語教育にかかわるところなんですけど、昨年5月に教育再生実行会議という会議におきまして、小学校の英語の教科化、それから、時間増ということで提言がなされて、文部科学省のほうでグローバル化に対応した新たな英語教育ということで打ち出しております。これは2020年までのスケジュールに基づいてこんなふうにしたいということで掲げられたものな

んですが、現在は5・6年生で行われている外国語活動を教科化、教科化ですので、教科書をつかって他の教科と同じように評価をするということになります。

さらに、小学校の中学年、3・4年生から外国語活動を導入していこうということで、前倒しをしていくという形になります。

さらに、小学校の高学年では、教科型で専科の先生も積極的に入れながら、専門の先生を導入しながら専門的にやっていこうと。今の小学校の先生も勉強していかなければならない、資質向上も図っていく必要があるかと思えます。

さらに、中学校では、今もやられてはいるんですが、先生が英語で、オール・イングリッシュで授業を行って、目指すところは短い新聞記事を読んだりテレビのニュースを見たりして、その概要を伝えることができる中学生を目指している。さらに、高校になるとそれをディスカッションできるような、そういう力を日本人が目指していこうということで、2020年までにスケジュールを今考えているところです。

27ページをごらんいただきたいのですが、もう先進的に取り組んでいる学校がございます。今年度、その教材を開発して、来年度から一番下の矢印なんですけれども、教材を来年、再来年、2016年までに配付して、2017年には教科書ができる。検定を18年度にして、採択が19年度、完全実施が2020年、オリンピックの年には完全に教科書で授業が行われるように今中教審を通して進められようとしております。

実際問題として、今の授業に、プラス3コマの授業がさらに加わると毎日6時間というスケジュールになるので、そこら辺は今検討中だという話でございました。

参加した先生方は、授業を見ることができて、児童理解をしながらやられる直山先生の授業に感心させられて勉強になったかと思えます。すごくテンポよく、表情とか、ジェスチャーとか、声のトーンとか、非常に勉強になったという、先生のパワーに圧倒されたという感想を持ったようです。一方、やはり私はどうしたらいいんだろうかという不安を感じて帰られた先生もいたようでした。そのようなねらいが達成された研修会だったと思えます。

以上です。

◇委員長 これは来年もいろいろと勉強会をやるんですね。

◇教育長 英語でやるかどうかということですか。

◇委員長 この講演。

◇教育長 この直山先生の予定がつくかどうか問題ですね。そこがうまくいくかどうかということ、あとは授業を使ってやるとなると、子供たちを使ってやるとなると、どこかの学校に提供を求めなければならないというようなことがあります。教員から要望があれば、できないことはないかなとは思いますが。

なお、ことは60名が参加、つまり学校を帰しちゃって来てくれた学校が2校ありましたので、60名になりました。

ちなみに、きのうの五百川小学校で英語をやった先生方がいらっしゃいますが、その先生たちもこの授業を見ていて参考にしたところが見受けられました。よかったかなと思えます。

◇委員長 いい機会ですからね。

本宮市の小・中学校の先生だけを対象だったのですか。

◇教育長 一応市の職員ということだったので、今回は。

◇委員長 皆さんのほうから質問はありますか。

◇3番委員 もし2020年に向けてこういった形にしていくという方向性であれば、本宮市でも今後研修会とか、そういったのは継続的にやっていくということによろしいのでしょうか。

◇参事 研修会を続けていきたいと思います。

◇2番委員 それと別にこの資料にあるんですけども、2020年に向けてで、国語の教育ももっと前倒して集中してやっていくし、道徳教育の改善・充実みたいな話もあって、これは全部2020年に向けてこういう方向性でやっていくということなんですか。英語科も当然、英語の小学校5・6年生の教科化でもっと低学年からスタートという話とともに、国語の小学校低・中学年で古典の内容を新設とかいろいろ書いてあるんですけども、これというのはもう決定で、2020年に向けてグローバル化していくために、日本の小学校、中学校としてはこれをやっていくぞということなんですか。

◇参事 古典等については学習指導要領で打ち出されていますので、それは今進められているところですし、道徳については先日中教審で道徳の教科化が答申されましたので、来年度から多分なるかなというふうに思っております。

◇2番委員 ということは、2020年に向けていろいろなものがますます多く盛り込まれるという方向性は決定しているということですね。

◇参事 特に英語は2020年を目指して打ち出されたということです。

◇委員長 あとはいいですか。

それでは、報告第2号については終わります。

以上で、教育委員会の定例会の議案内容については終了いたしました。

◇

◎次回開催日程について

◇委員長 再開します。12月の教育委員会の日程に入ります。

[次回開催日程について協議]

◇委員長 次回の教育委員会は12月17日に決定します。

◇

◎閉会の宣告

◇委員長 それでは、以上をもちまして11月期の教育委員会を終了します。

【午後 2時50分閉会】